

やまぐち結婚応援団事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、やまぐち子育て県民運動サポート会員やまぐち結婚応援団（以下「結婚応援団」という。）に係る事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 やまぐち子育て連盟事務局（山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課。以下「事務局」という。）は、事業の趣旨に賛同し、結婚に向けた出会いの場づくり事業（以下「出会いの場づくり事業」という。）を実施する次に掲げる団体等（結婚のあっせん等を業務とする団体等を除く。）を結婚応援団として募集する。

- (1) 県内を活動の本拠とする民間の非営利団体（法人格の有無を問わない。）
- (2) 県内に事業所等があるレストラン、ホテル、旅行代理店、イベント会社等

(登録の申込み)

第3条 結婚応援団の登録を受けようとする団体等は、やまぐち結婚応援団登録申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて事務局に申し込むものとする。この場合において、当該団体等は、登録料等を支払うことを要しない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 法人にあつては、登記簿謄本等の写し
- (3) 任意団体にあつては、規約等の写し

(登録の実施)

第4条 事務局は、前条の規定による登録の申込みがあつた場合においては、遅滞なく、審査を行い、適当と認めるときは、その登録をするものとする。

- 2 事務局は、審査に必要な限度において関係機関等に照会することができる。
- 3 事務局は、第1項の登録をした場合においては、登録証を交付する。

(登録の拒否)

第5条 事務局は、第3条の規定による登録の申込みをした団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 結婚のあっせん等を業務とする団体等
- (2) 宗教活動又は政治活動をすることを目的とする団体等
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等又はその役員等が暴力団員である団体等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事務局が登録をすることが適切でないとした団体等

(情報発信等)

第6条 結婚応援団の登録を受けた団体等（以下「登録団体等」という。）は、出会いの場づくり事業を行おうとするときは、開催情報報告書（別記第3号様式）を事務局に提出するものとする。

- 2 登録団体等は、開催情報報告書により報告した事項に変更があつたときは、その旨を事務局に報告するものとする。
- 3 事務局は、第1項の規定による提出がされた場合（前項の規定による報告がされた場合を含む。）においては、出会いの場づくり事業の情報をホームページ等により発信する。

4 事務局は、登録団体等に対し、その行った出会いの場づくり事業の実施状況等に関し、報告を求めることができる。

(情報発信の対象とする事業)

第7条 事務局が情報発信を行う出会いの場づくり事業は、登録団体等が行う独身男女の出会いや、恋愛・婚活の充実に資するイベント、セミナー等とする。

2 事務局は、事業の内容及び運営等が次の各号のいずれかに該当するときは、情報発信を行わないことができる。

- (1) 法令に反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は反するおそれがあるもの
- (3) 特定の宗教、政治、その他思想等の宣伝・普及につながるもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 他人を誹謗、中傷、又は排除しようとすることを目的とし又はそのおそれがあるもの
- (6) 内容が虚偽、誇大であるもの
- (7) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 必要事項が明記されていないもの
- (9) その他事務局が適切でないと認めるもの

(個人情報の取扱い)

第8条 登録団体等は、その取得した個人情報を厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

(名称の使用等)

第9条 登録団体等は、出会いの場づくり事業を行う場合においては、名称等使用例（別記第4号様式）により、結婚応援団の登録を受けている旨並びに山口県が当該登録団体等及びその行う出会いの場づくり事業を応援している旨を広報することができる。

(変更の届出)

第10条 登録団体等は、やまぐち結婚応援団登録申込書に記載した事項に変更があったときは、登録内容変更届（別記第5号様式）を事務局に提出するものとする。登録内容変更届により届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

2 事務局は、前項の規定による提出があった場合においては、必要に応じて登録証の書換え交付を行うものとする。

(登録の辞退)

第11条 登録団体等は、結婚応援団の登録を辞退するときは、登録辞退届（別記第6号様式）を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の規定による提出があった場合においては、登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第12条 事務局は、登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の登録を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第7条の規定に違反して個人情報を他の目的に使用し、又は他人に漏らしたとき。

附 則

この要領は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月10日から施行する。

別記

第1号様式（第3条、第10条関係）

やまぐち結婚応援団登録申込書

申込年月日	年	月	日
-------	---	---	---

団体名	
代表者名	
担当者名	
所在地	〒 ー
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
URL	
団体概要	
結婚応援団としての活動内容	

(記入上の留意事項)

- ・ 「担当者名」以外の項目については、ホームページ上に掲載させていただきます。
- ・ 「団体概要」は、日常の活動内容や特徴などを簡潔に御記入ください。
- ・ 「結婚応援団としての活動内容」は、今後、取り組まれる予定の結婚に向けた出会いの場づくり事業の内容を具体的に御記入ください。

第2号様式（第3条関係）

誓 約 書

- 1 結婚のあっせん等を業務とする団体等でないこと。
- 2 宗教活動又は政治活動をすることを目的とする団体等でないこと
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等又はその役員等が暴力団員である団体等でないこと。
- 4 取得した個人情報を他の目的に使用せず、及び他人に漏らさないこと。

上記の事項並びにやまぐち結婚応援団事業実施要領を了承すること及び結婚に向けた出会いの場づくり事業を誠実に実施し、当該事業に関する正確な情報を提供することを誓約します。

年 月 日

所 在 地 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

第3号様式（第6条関係）

開催情報報告書

年 月 日

やまぐち子育て連盟事務局 様

（山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課長）

所在地

団体名

代表者氏名

下記のとおり事業を行うので報告します。

記

事業の名称	
開催日時	
開催場所	
募集対象者	
参加料金	
内容	
問合せ先	(担当者名)
その他	

(注) チラシ等の画像データがあれば、添付してください。

第4号様式（第9条関係）

名称等使用例

（結婚応援団の登録を受けている旨を広報する場合）

<p>（団 体 名） やまぐち結婚応援団 登録第〇〇号</p> <p>山口県では、社会全体で結婚を応援する気運を醸成するため、「やまぐち子育て県民運動」の一環として、「やまぐち結婚応援団」による民間主体の結婚に向けた出会いの場づくりを促進しています。この登録事務は、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課が行っています。</p>

（山口県が応援している旨を広報する場合）

<ul style="list-style-type: none">・ 山口県は、（やまぐち結婚応援団 団体名）を応援しています。・ 山口県は、（団体の行う事業名）を応援しています。
--

第5号様式（第10条関係）

登 録 内 容 変 更 届

年 月 日

やまぐち子育て連盟事務局 様
（山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課長）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

やまぐち結婚応援団登録申込書に記載した
下記のとおり 事項に変更があったので届け
登録内容変更届により届け出た

ます。

記

変 更 事 項	
変 更 の 内 容	(変更前) (変更後)
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日
問 合 せ 先	(担当者名)

第6号様式（第11条関係）

登 録 辞 退 届

年 月 日

やまぐち子育て連盟事務局 様
（山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課長）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

下記のとおりやまぐち結婚応援団の登録を辞退したいので届け出ます。

記

辞 退 の 理 由	
辞 退 年 月 日	年 月 日
問 合 せ 先	(担当者名)